

市民の皆様へ

緊急事態宣言の解除に伴う南相馬市長メッセージ

市民の皆様には、緊急事態措置がとられた4月16日から約1か月にわたり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただき、外出の自粛等対策をとっていただいたことに深く感謝申し上げます。

< 国・県の動向 >

国	5月14日	福島県を含む39県の緊急事態宣言を解除
福島県	5月15日	福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策発表

< 相双保健所確認事項(5月15日) >

「4月26日以降、昨日(5月14日)まで、連続18日間、南相馬市では新たな陽性患者は発生しておらず、5月10日時点でこれまでの陽性患者に係る濃厚接触者の健康観察は終了しており、現時点でクラスターを含め、市内における感染の広がりはない。」

市内では、クラスターが発生するなど14人が感染しましたが、国・県の動向や相双保健所への確認を踏まえ、市では次のとおり決定しました。

市主催等イベント等について

1 大規模イベント等

不要不急なものや代替手段をとれるものについては、中止・延期または代替手段での開催とする。それ以外のイベント等についても、

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2m)を十分に確保できることを目安としつつ、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期

2 健康診断(乳幼児、一般)など

「新しい生活様式」を参加者が順守することを前提に、個別に時間指定をするなどの工夫を行った上で実施

3 その他のイベント等について

3密(密集、密接、密閉)を回避し、こまめな換気、咳エチケットや手洗いなど、参加者が「新しい生活様式」を順守することができるか検討した上で、開催を判断

市有施設について

1 屋内・外施設 利用『可』

ただし、トレーニングルーム(注)の利用や、カラオケでの利用、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うための利用、呼気が激しくなるような運動を行う利用は不可。

注 原町生涯学習センター内トレーニングルーム、小高交流センター内トレーニングルーム
南相馬屋内市民プール内トレーニングルーム、小高体育センター内トレーニングルーム
健康福祉センター「ゆらっと」内トレーニングルーム

2 期間 5月19日(火)～31日(日)

各公共施設の規模や状況により、利用人数の制限や段階的に利用可能エリアを広げるなどの対応をしていく施設もありますので、ご注意ください。なお、施設の利用についてご不明な点は、各施設または施設管理の担当課所へお問い合わせください。

小・中学校等の再開について

5月25日(月)から再開(短縮授業)

市民の皆様へのお願い

「新しい生活様式」を定着させましょう

日々の暮らしの感染対策

・3密の回避やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保などの徹底

移動に関する感染対策

・不要不急の都道府県をまたいだ往来は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来を自粛

・これまでにクラスターが発生しているような施設や、3密のある場への外出自粛

各事業者の皆様へお願い

これまでと同じ対応

・発熱等の症状がある従業員への出勤免除など健康管理の徹底

・特定警戒都道府県からの異動者、通勤者がいる事業者については、やむを得ず業務に従事する場合であっても、在宅勤務やテレワークの推進など最大限の感染症対策を実施

緊急事態措置の解除は、新型コロナウイルス感染症の終息ではなく、1つの通過点にすぎません。この悪疫との闘いは、長期戦となることが予想されます。

その間、新型コロナウイルスを意識することなく過ごした以前のような生活に戻ることは極めて困難です。むしろ、新たなステージへ切り替わったといえるのではないのでしょうか。

これまでの生活で習慣づいたこまめな手洗いやマスクの着用と共に、3密のある場への外出自粛や人と人との距離の確保など「新しい生活様式」を定着させるとともに、気の緩みから再び感染が拡大することのないよう、引き続き感染予防対策に取り組んでいただきたいと存じます。

また、発熱等の症状が見られる場合には、これまで同様、直接医療機関を受診するのではなく、かかりつけ医、発熱等トリアージ外来等へ電話でご相談ください。感染防止のため、皆様のご協力をお願いいたします。

追伸 5月15日、相馬野馬追執行委員会による記者会見が行われ、令和2年度相馬野馬追について、大部分の行事を中止とした上で、神社敷地内での行事のみ10名程度の最小限の関係者だけで行うことを発表しました。

中止とした行事はもちろん、神社敷地内での行事においても、感染拡大防止の観点から、無観客で執り行います。

相馬野馬追は、相馬家の年中行事に由来し、元来、神前に御神馬を奉納することで地域の平和と安寧を祈願する行事であります。

今年度は、地域の平和と安寧を願うことに特化し、最小限の行事のみ執行することで、伝統ある相馬野馬追を先々へ継承してまいります。市民の皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

〈令和2年度相馬野馬追行事〉

日時	行事	場所	内容	中止とした行事
7月25日(土)	総大将出陣 お操り出し	相馬中村神社 (相馬市)	式典、出陣の儀	総大将御迎(鹿島区)、宵乗競馬・宵乗軍者会(原町区)
7月26日(日)	例大祭	相馬太田神社 (原町区)	式典	お行列・甲冑競馬・神旗争奪戦(原町区)、火の祭(小高区)
7月27日(月)	例大祭	相馬小高神社 (小高区)	式典、上げ野馬の神事	野馬懸(小高区)

令和2年5月15日

南相馬市長 門馬和夫

定着させよう!

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



緊急事態宣言の解除に伴い利用を再開するスポーツ施設等一覧

期間 令和2年5月19日(火)～31日(日)

【屋外施設】利用「可」となる屋外施設(21施設)

No	所在	名称	指定管理者	問合せ先	利用条件
1	小高区	小高東部運動場	浮舟うきうきクラブ	44-6092	住所、氏名、連絡先の提出 (例:スポーツ施設利用者カード) 利用前後の手指のアルコール消毒 管理棟等施設の利用禁止
2		小高中部運動場			
3		小高西部運動場			
4		小高片草運動場			
5	鹿島区	千倉グラウンド	かしま元気スポーツクラブ	46-1215	
6		前川原グラウンド			
7		千倉テニスコート			
8		みちのく鹿島球場			
9		南相馬市パークゴルフ場	㈱東武	46-1521	
10	原町区	雲雀ヶ原陸上競技場	太田大甕スポーツクラブ	22-8951	
11		夜の森公園テニスコート			
12		南相馬市テニスコート			
13		南相馬市弓道場			
14		南相馬市野球場			
15		南相馬市民プール			
16		南相馬市サッカー場			
17		北新田第1運動場			
18		北新田第2運動場			
19		北新田野球場			
20		南相馬市相撲場			
21	原町区	南相馬市馬事公苑	はらまち交流サポートセンター	24-4511	

【屋内施設】利用「可」となる屋内施設(8施設(トレーニング室を除く))

No	所在	名称	指定管理者	問合せ先	利用条件
1	小高区	小高体育センター(1,140㎡)	浮舟うきうきクラブ	44-6092	住所、氏名、連絡先の提出 (例:スポーツ施設利用者カード) 利用前後の手指のアルコール消毒 施設の換気 各施設の同時利用は20人 4m×4m×20人×2倍=640㎡
2	鹿島区	鹿島体育館(1,050㎡)	かしま元気スポーツクラブ	46-1215	
3		千倉体育館(736㎡)			
4		前川原体育館(644㎡)			
5	原町区	小川町体育館(1,050㎡)	太田大甕スポーツクラブ	22-8951	上記～同様 施設の同時利用は40人 個人利用日の卓球台数・バドミントンネットを半減 4m×4m×40人×2倍=1,280㎡
6		南相馬市スポーツセンター(1,932㎡)			
7		栄町柔剣道場(538㎡)			上記～同様 施設の同時利用は15人(保護者は不可) 対面稽古や組手の禁止 4m×4m×15人×2倍=480㎡
8	原町区	南相馬屋内市民プール	㈱東武相双支店	26-5586	上記～同様 利用者数の制限なし 採暖所使用禁止、更衣室への入室制限

【利用不可となるトレーニング室】

No	所在	名称	指定管理者	問合せ先
1	小高区	小高交流センター	-	32-1124
2	小高区	小高体育センター	浮舟うきうきクラブ	44-6092
3	原町区	原町生涯学習センター	-	24-5322
4	原町区	健康福祉センター ゆらっと	㈱東武	26-5711
5	原町区	南相馬屋内市民プール	㈱東武	26-5586